

平成29年度 経営所得安定対策等 の概要



制度のあらまし

はじめに

経営所得安定対策等では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の搬出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【水田・畑地共通】

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払として、当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いします。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

数量払 【29～31年産に適用の平均交付単価】

対象作物	平均交付金額	対象作物	平均交付金額
小麦【水田・畑地】	6,890円／60kg	大豆【水田・畑地】	9,040円／60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,460円／50kg	そば【水田・畑地】	16,840円／45kg
六条大麦【水田・畑地】	5,690円／50kg	なたね【水田・畑地】	9,920円／60kg
はだか麦【水田・畑地】	8,190円／60kg		

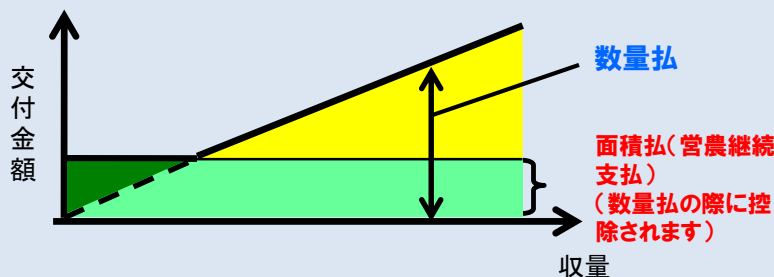
実際の交付単価は、品質に応じて増減あり

面積払(営農継続支払)

2. 0万円／10a

(そばは1.3万円/10a)
当年産の作付面積に応じて、
数量払の内金として交付

<数量払と面積払（営農継続支払）との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

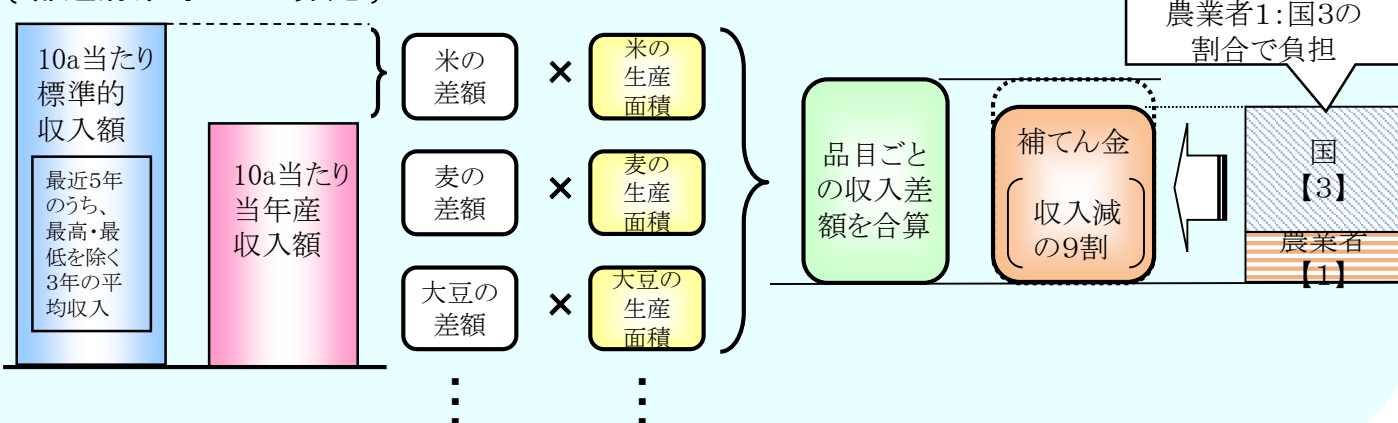
米、畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

支援の対象となる農業者は認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

ナラシ対策の仕組み

農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします（補てんの財源は、対策加入者と国が1対3の割合で負担）。

〔都道府県等ごとに算定〕



米の直接支払交付金（7,500円/10a）

26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、平成29年産までの時限措置として実施します（平成30年産から廃止します）。

交付対象者は、米の生産数量目標（面積換算値）に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

交付対象面積

- 交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）
- 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

交付単価（全国一律）

7,500円/10a



「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

- 調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画（3年を目途に解消）」を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。
 - ※ 「不作付地の改善計画」の達成予定年までに作物の作付が行われず、その翌年も作付が行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。（ただし、①人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地として位置付けられたもの、②農地中間管理権が設定されたもの③その他、現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたものは除きます。）

水田活用の直接支払交付金

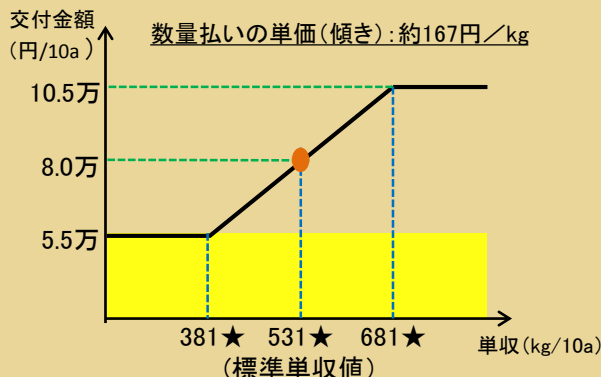
水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5万～10.5万/10a

※子実用とうもろこし（飼料用）を含む

<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件。

注2：★は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収（配分単収）を適用。なお、各地域における標準単収値を当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整。

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め産地づくりに向けた取組を支援

農業者年金と経営所得安定対策等の重複申請の発生防止について -すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ-

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、移譲先の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

交付金に関するスケジュール（予定）

	平成29年												平成30年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認													
	ゲタ対策の数量払の交付																			
	ゲタ対策の面積払の交付																			
	水田活用の直接支払交付金の交付																			
	米の直接支払交付金の交付																			
				ナラン対策の積立申出												交付申請	ナラン対策の交付金の交付			
			積立金の拠出																	

お問い合わせ先

「経営所得安定対策等」
に関するお問い合わせ、ご相談は

お気軽に、無料相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの農政局、県拠点に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に186を押してお掛けください。

上記以外にも、最寄りの農政局、県拠点までお気軽にご連絡ください。

(管 区)	中国四国農政局	生産部生産振興課（経営所得安定対策担当）	TEL086-230-4256
(鳥取県)	中国四国農政局	鳥取県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL0857-22-3256
(島根県)	中国四国農政局	島根県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL0852-25-4490
(岡山県)	中国四国農政局	生産部経営所得安定対策チーム（岡山県担当）	...	TEL086-233-1577
(広島県)	中国四国農政局	広島県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL082-228-9483
(山口県)	中国四国農政局	山口県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL083-922-5255
(徳島県)	中国四国農政局	徳島県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL088-622-6132
(香川県)	中国四国農政局	香川県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL087-831-8185
(愛媛県)	中国四国農政局	愛媛県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL089-932-6989
(高知県)	中国四国農政局	高知県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL088-875-2151